

7. 規約等の作成例

ここに示した規約（会則）は、あくまで一般的なものです。その地区の状況に応じて条文を取捨選択して作り変えてください。

※自治会名義の不動産所有等を目的とした、法人化（認可地縁団体の申請）を検討する場合は、規約を地方自治法に従った内容とする必要があるため、生活あんしん課へお問合せください。

自治会規約（会則）

〇〇自治会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇に置く。

（区域及び会員）

第2条 本会は、〇〇自治会の区域の各世帯に居住する者をもって構成する。

（目的）

第3条 本会は、会員の相互扶助並びに福祉の増進を図り、文化の向上と地域の発展を期することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 会員相互の親睦と福利厚生に関する事。
- （2） 生活環境の改善及び生活文化の向上に関する事。
- （3） 防犯、防災、交通安全に関する事。
- （4） 会内外各種団体との連絡調整に関する事。
- （5） 回覧等による会員への情報提供に関する事。
- （6） 共同施設の利用、維持管理に関する事。
- （7） その他本会の目的達成に必要な事。

2 前項の事業執行のため、次の各部会を置く。

例えば ----- 総務部、防犯交通部、広報部、体育部、〇〇部など

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 〇人
- （3）会計 〇人
- （4）会計監査 〇人
- （5）区（班・組）長 〇人

2 役員（除く区・班・組長）は、自治会員による選挙又は推薦委員会で推薦し、総会において決定する。

3 区(班・組)長は、各地区の互選又は推薦により会長が任命する。

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の財政を司り総会で報告する。

4 会計監査は、予算の執行を監査し総会で報告する。

(任期)

第7条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会)

第9条 総会は、本会の最高決定機関であって会長が招集し、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 役員の選出

(4) 規約(会則)の改廃

(5) その他重要事項

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会員の3分の1以上により請求があったとき又は会長が必要と認めたときに会長が招集する。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。

(役員会)

第10条 役員会は、本会の執行機関であって、本会の具体的な運営方針を決定し実施するため、必要に応じ会長が招集する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年○年○月○日に始まり○年○月末日に終わる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、市からの補助金等、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費は、1世帯月額○○円とし毎月○○日までに納入しなければならない。

3 会員が帳簿の公開を請求したときは、閲覧させなければならない。

4 本会の慶弔・見舞金等支給規程は、別に定める。

(入会及び退会)

第13条 本会に入会しようとする者は、会長に申し出なければならない。

2 会員の脱会は、本人の申し出があったとき、また、区域外に転出したとき若しくは死亡したときとする。

附則

この規約(会則)は令和○年○月○日から施行する。

自治会慶弔・見舞金等支給規程

〇〇自治会慶弔・見舞金等支給規程

第1条 この会の慶弔・見舞金を次の通り定める。

- (1) 敬老祝金品
- (2) 傷病の場合
入院〇〇日以上の場合、自宅療養〇〇日以上の場合
- (3) 死亡の場合
- (4) 火災、災害、その他この条項に規程するもの以外は役員会で審議決定する。

第2条 この会の旅費は次の通り定める。

- (1) 旅費 交通費実費額を支給する。
- (2) 日当 〇〇〇〇円

附則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

自治会館運営規程

〇〇自治会館運営規程

(設置)

第1条 〇〇自治会(以下「本会」という)は、大和市〇〇〇……番地〇号に〇〇自治会館(以下「自治会館」という。)を置き、これを管理運営する。

(目的)

第2条 この自治会館は、本会員(以下「会員」といい、同居の親族を含む。)の福祉増進、教養文化の向上、相互の親睦及び本自治会区域の各種の会合、集会等に使用する。

(使用者の範囲)

第3条 この自治会館を使用する者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本会の事業、行事、自治活動等に使用する。
- (2) 会員有志が発起する会合等に参加する会員。
- (3) その他本会が必要と認める者。

(使用の承認)

第4条 この自治会館の使用を希望する者は、事前に使用承認申請書を提出し、自治会長の承認を得なければならない。

(使用の不承認)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、自治会長は、自治会館の使用を承認しない。

- (1) 秩序又は風俗を乱す恐れがあるとき。
- (2) 自治会館の施設、備品を汚損又は損傷する恐れがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(使用者の義務)

第6条 この自治会館を使用する者は、善良なる管理者の注意義務を負い、便宜上自治会館の

備品等を移動させたときは、使用後これを現状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第7条 この自治会館の利用者が自治会館の施設、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害についての応分弁償をしなければならない。

(賛助金)

第8条 この自治会館を利用する者は、自治会館の維持管理に必要な経費を賛助金として、次の区分に従い、納付するものとする。ただし、自治会長が認めた場合は、この限りではない。

時間 施設	午前 〇時～〇時	午後 〇時～〇時	夜間 〇時～〇時
全館	円	円	円
会議室	円	円	円
電気料	円	円	円
冷暖房料	円	円	円

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、自治会長が別に定める。

附則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

自治会収支決算書

令和〇〇年度〇〇自治会収支決算書

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日まで

<収入の部>

(単位:円)

項 目	本年度予算額	収入済決算額	比較増減額	摘 要
自治会費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇円×〇世帯×12月
補助金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	自治会館賃借料 〇〇円
市事務委託金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇円
自治会館賛助金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
寄付金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	盆踊り等の寄付金
雑収入	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	預金利子等
繰越金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	前年度からの繰越金
合計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	

<支出の部>

(単位:円)

項 目	本年度予算額	支出済決算額	比較増減額	摘 要
1 総務費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
通信費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
旅費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
2 事業費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
〇〇部会	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
〇〇部会	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
3 予備費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
合計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	

令和〇〇年度収入済額 〇〇〇〇円也

同 支出済額 〇〇〇〇円也 差引残高〇〇〇〇円也 次年度へ繰越し。

以上のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇月〇日

自治会長 〇 〇 〇 〇 印

会 計 〇 〇 〇 〇 印

上記決算について監査いたしましたところ正確適正なものと認めます。

令和〇〇年〇月〇日

会計監査 〇 〇 〇 〇 印

自治会収支予算書（案）

令和〇〇年度〇〇自治会収支予算書（案）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日まで

<収入の部>

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
自治会費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇円×〇世帯×12月
補助金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	自治会賃借料
市事務委託金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇円
自治会館賛助金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
寄付金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	盆踊り等の寄付金
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	預金利子等

<支出の部>

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
1 総務費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
通信費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
旅費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
2 事業費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	
			〇〇〇	

収入支出差引残金なし

令和〇〇年〇月〇日

〇〇自治会 会長 〇〇〇〇 印

自治会事業報告書／事業計画書(案)

令和〇〇年度〇〇自治会事業報告書／事業計画書(案)

時 期	内 容
4月	1 役員会 総会及び役員事務引き継ぎについて 2 総会 △△年度決算及び事業報告について 〇〇年度予算及び事業計画について 新年度自治会役員の選出について 3 交通安全運動の実施
5月	1 赤十字増強運動の実施
6月	1 役員会 自治会レクリエーションの実施 盆踊りについて
7月	1 社協会費の納入
8月	1 盆踊りの実施 2 自治会レクリエーションの実施 3 役員会 防災の日について 敬老会招待予定者の調査について
9月	1 防災訓練の実施 2 敬老会の実施 3 秋まつりの実施 4 交通安全運動の実施
10月	1 役員会 〇〇行事について協議 2 運動会の実施 3 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の実施
11月	1 役員会
12月	1 役員会 防犯・防火活動について
1月	1 新年会
2月	1 役員会
3月	1 会計監査 2 役員会 △△年度決算及び事業報告について 〇〇年度予算及び事業計画について 自治会運営について(反省会)